

# 稼働中の産業遺産を世界遺産登録するための新たな枠組みの概要について

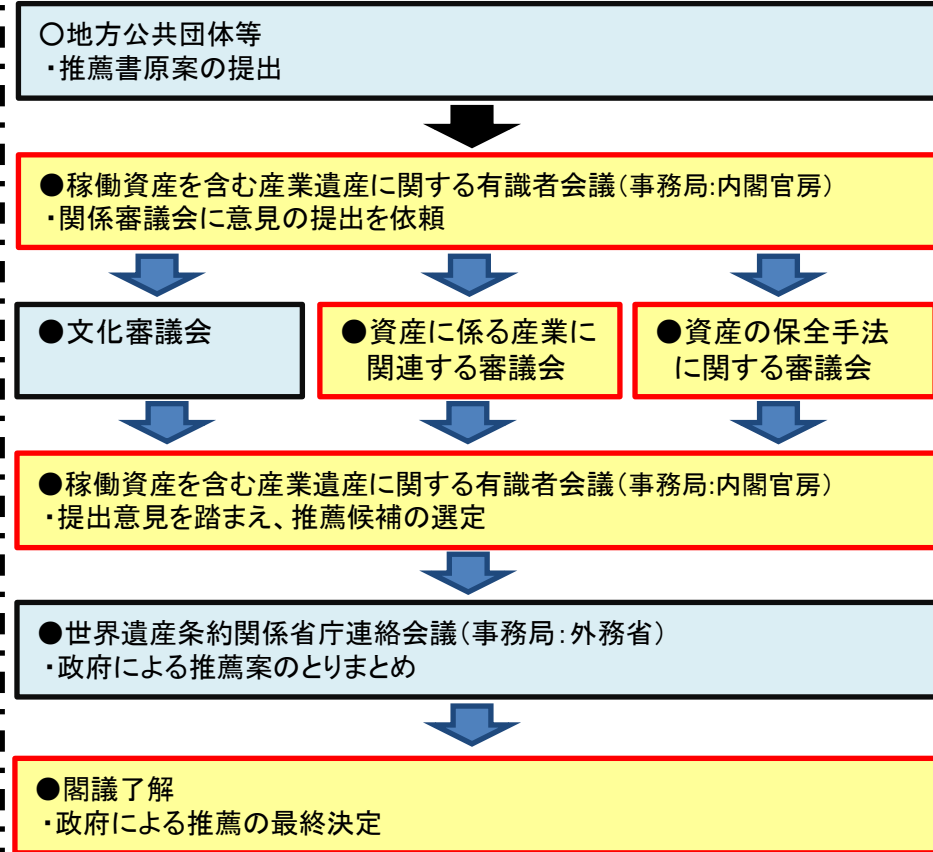
□ 稼働中の産業遺産については、遺産価値の適切な保全と稼働を担う企業の経営への制約の最小化との両立を図る必要があることから、平成24年5月25日に稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の新たな枠組みを閣議決定。（右図参照）

□ 上記閣議決定は、稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群の世界遺産登録に向けて推薦するにあたり、

- ① 個別の資産の状況に応じて、最も適当な法律に基づく手法等を活用して遺産の保全を図ること
- ② 推薦候補選定のため、国内外の専門家からなる有識者会議を開催すること
- ③ 閣議了解により、政府による推薦の最終決定を行うこと

などが盛り込まれている。

## <閣議決定(H24.5.25)に基づく新たな枠組みの概要> 稼働中の資産を含む案件の推薦までの手続き



※従来は稼働中の資産を含む場合であっても、文化審議会のみで推薦候補を審議・選定し、関係省庁連絡会議に諮る仕組みであった（    の部分が新設された手続き）

※新たな枠組みの事務局は地域活性化統合事務局内の産業遺産の世界遺産登録推進室であり、担当大臣は地域活性化担当大臣

※有識者会議には、国内外の専門家が参画